

船舶事故調査報告書

令和3年6月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和2年3月17日 06時00分ごろ
発生場所	宮崎県延岡市延岡新港東方沖 延岡新港南防波堤灯台から真方位103° 7.1海里（M）付近 （概位 北緯32° 30.0′ 東経131° 50.1′）
事故の概要	漁船第五十八漁宝丸は、漁網の巻き揚げ作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和2年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十八漁宝丸、19トン OT2-1706（漁船登録番号）、有限会社漁宝丸水産 17.70m（Lr）×5.28m×1.83m、FRP ディーゼル機関、736kW（動力漁船登録票による）、昭和63年6月20日
乗組員等に関する情報	船長 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年1月9日 免許証交付日 平成27年7月7日 （令和3年1月8日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時20分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、まき網船団の網船として、令和2年3月16日20時00分ごろ延岡新港東方沖の漁場に向けて大分県佐伯市広浦港を出港した後、途中で運搬船と合流し、23時30分ごろ同漁場に到着して灯船2隻と共に操業を開始した。 本船は、23時40分ごろ1回目の投網を開始し、17日02時00分ごろ揚網作業を終え、03時30分ごろ2回目の投網を開始し、05時00分ごろまき網を前部甲板の環鋼ウインチと後部甲板のネッ

トホーラを使用して巻き揚げた後、漁獲物を運搬船に收容する目的で漁網の片側を運搬船に渡し、機関を中立運転とした状態で、右舷側に設置された3台のサイドローラで本船側の漁網の巻き揚げ作業を開始した。(図1参照)

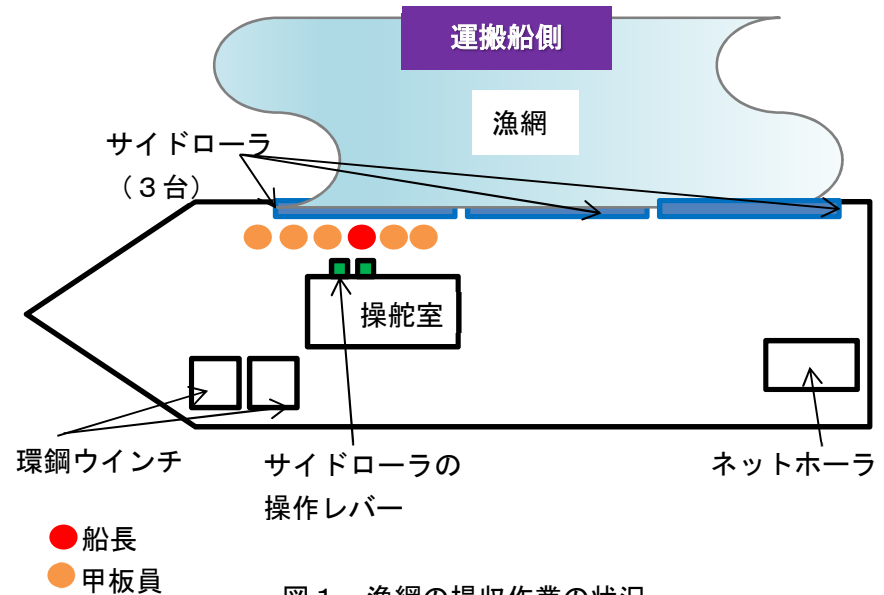


図1 漁網の揚収作業の状況

船長は、他の乗組員5人と共に船首側サイドローラの横に立ち、自らサイドローラの操作レバーを操作して漁網の巻き揚げ作業を行っていたところ、作業も終わりに近付いたので、本船側の漁網を固定する必要があると思い、巻き上げた漁網の一部をサイドローラとブルワークの隙間から舷外側に通して巻き揚げ中の漁網とサイドローラの間にかみ込ませようと右手を入れたところ、06時00分ごろ右手がサイドローラと網の間に巻き込まれた。(図2参照)

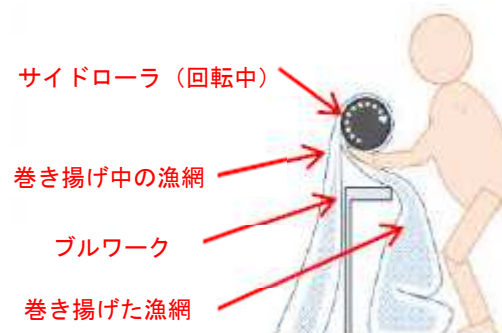


図2 巻き込まれた時の状況

船長は、近くにいた甲板員に助けを求め、甲板員が、サイドローラの操作レバーを操作して逆回転させ船長を救助した。

船長は、本事故の発生を漁業協同組合に連絡し、灯船に移乗して延岡市北浦漁港に到着した後、病院に行き、右上腕骨骨幹部骨折、右橈骨骨幹部骨折及び右尺骨骨幹部骨折と診断された。

本船は、揚網作業を終了して帰途につき、11時00分ごろ広浦港

	<p>に帰港した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船(船首側)、写真2 本船(右舷側) 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、本船進水時から乗り組み、約32年間まき網漁に従事していた。</p> <p>船長の利き腕は、右手であった。</p> <p>巻き揚げていた漁網は、約90mの長さがあり、中には約70tの漁獲物が入っていた。</p> <p>船長は、サイドローラを使用した漁網の巻き揚げ作業の危険性を認識していたので、いつも自分が作業に加わっており、普段は甲板員に声掛けを行って作業していたところ、本事故時は十分な声掛けを行わないままサイドローラとブルワークの隙間に右手を入れたと本事故後に思った。</p> <p>船長及び全ての乗組員は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、サイドローラの緊急停止装置を設置していなかった。</p> <p>船長は、海上保安庁に本事故の発生を通報していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、延岡新港東方沖において、漁網の巻き揚げ作業中、漁網を固定する際、船長が、回転中のサイドローラと漁網の間に右手を入れたことから、サイドローラと網の間に右手を巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、延岡新港東方沖において、漁網の巻き揚げ作業中、漁網を固定する際、船長が回転中のサイドローラと漁網の間に右手を入れたため、サイドローラと網の間に右手を巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁網の固定作業を行う者は、漁網の固定作業を行う場合、サイドローラを停止させ、網を固定する作業者と操作レバー担当者とは連携して作業を行うこと。 ・ 漁網の固定作業を行う者は、漁網の固定作業を行う場合、サイドローラの操作レバー担当者をつけ、作業状況を監視させること。 ・ 船舶所有者は、サイドローラに緊急停止装置を設置することが望ましい。 ・ 船長は、事故発生の際は、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船（船首側）



写真2 本船（右舷側）

